

大分県九重町
アライグマ防除実施計画書

令和4年3月

大分県九重町

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 特定外来生物の種類	1
3. 防除を行う区域	1
4. 防除を行う期間	1
5. 九重町内における現状	1
(1) 分布状況	
(2) 被害状況	
(3) アライグマ生息状況の評価	
6. 防除の目標	4
(1) 全体目標	
(2) 地域目標	
7. 防除の実施	5
(1) 関係法令等への対応	
(2) 防除の進め方	
8. 防除の方法	6
(1) 情報収集	
(2) 捕獲の実施	
9. 合意形成	8
10. 普及啓発	8
様式等	9
様式1：捕獲従事者台帳	
様式2：捕獲従事者証(例)	
様式3：箱わな標識	
様式4：アライグマ捕獲記録票	
様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表	
その他参考様式：箱わな危険表示版(例)	

1. 計画策定の背景と目的

アライグマは、北米原産の野生動物で日本では昭和50年代にペットとして多く輸入されました。しかし、成長するにつれて飼いきれなくなった個体が野外に放たれたり、手先が器用なため逃げ出す例が相次ぎ、全国各地で野生化した個体が確認されるようになりました。大分県においても、捕獲頭数及び生息区域が急速に増加、拡大しており、これに伴い農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念されます。

九重町においては、平成26年度に死亡個体が確認され、平成27年度に初めて捕獲されました。県内の他市町村と比べ捕獲数が少ない状況ではあるものの、アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による防除の実施、またこれらを近隣市町村・県・国等と連携しつつ進める必要があります。本計画は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定しました。

2. 特定外来生物の種類

本計画の防除の対象動物は以下の2種類です。

- ・アライグマ(プロキユオン・ロトル *Procyon lotor*)
- ・カニクイアライグマ(プロキユオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*)

※現時点で大分県内での生息が確認されているのはアライグマのみです。

3. 防除を行う区域

大分県九重町内全域とします。※九重町の位置は図1参照。

4. 防除を行う期間

令和4年3月22日から令和13年3月31日までとします。

5. 九重町内における現状

(1) 分布状況

平成26年度から令和2年度までの捕獲等状況について、表1から表3及び図1に示します。

表1 アライグマ捕獲一覧

平成26年度(2014年度)

番号	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス メス	成獣 幼体	備考
1	不明	不明	不明	不明	不明	死亡個体
2	不明	不明	不明	不明	不明	死亡個体
合計	2頭					

平成27年度（2015年度）

番号	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス メス	成獣 幼体	備考
1	11月7日	東飯田	松木	オス	成獣	
2	11月24日	東飯田	松木	不明	成獣	
3	1月12日	東飯田	松木	オス	成獣	
合計	3頭					

平成28年度（2016年度）

番号	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス メス	成獣 幼体	備考
1	3月	東飯田	不明	不明	不明	
合計	1頭					

平成30年度（2018年度）

番号	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス メス	成獣 幼体	備考
1	11月	東飯田	不明	不明	不明	
2	1月	東飯田	不明	不明	不明	
3	1月5日	東飯田	松木	不明	不明	
合計	3頭					

令和元年度（2019年度）

番号	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス メス	成獣 幼体	備考
1	6月24日	飯田	田野	不明	不明	
2	7月22日	東飯田	松木	不明	不明	
3	11月10日	東飯田	松木	不明	不明	
4	11月22日	南山田	町田	不明	不明	
5	1月24日	東飯田	松木	不明	不明	
合計	5頭					

令和2年度（2020年度）

番号	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス メス	成獣 幼体	備考
1	4月26日	東飯田	松木	オス	成獣	
2	4月29日	東飯田	松木	オス	成獣	
3	6月10日	野上	後野上	オス	成獣	
4	6月14日	野上	野上	オス	成獣	
5	6月22日	野上	野上	不明	不明	
合計	5頭					

図1 九重町内におけるアライグマの捕獲等状況



表2 年度別アライグマ捕獲集計表

単位：頭

年度 地域	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	計
東飯田		3	1		3	3	2	12
野上							3	3
飯田						1		1
南山田						1		1
不明	2							2
計	2	3	1	0	3	5	5	19

表3 月別アライグマ捕獲集計表

単位：頭

月 地域	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	不 明	計
東飯田	2			1				4		4		1		12
野上			3											3
飯田			1											1
南山田								1						1
不明													2	2
計	2		4	1				5		4		1	2	19

(2) 被害状況

上記の捕獲等状況のとおり、当町では特に東飯田地域においてアライグマの生息が確認され、アライグマによる果樹等の農作物の被害が報告されています。

「家屋等浸入（主に繁殖のため屋根裏に侵入）」により屋根裏を糞尿で汚染する等の被害報告や文化財（建造物等）の損傷被害の報告はなく、野生小動物への捕食影響、それらの個体群や生態系全体に対する影響の程度については明らかとなっていません。

(3) アライグマ生息状況の評価

生息レベル選定基準を表4に定め、各地域のアライグマ生息状況を表5に示しました。

表4 生息レベル選定基準

生息レベル	アライグマの生息状況	被害状況
4	多く生息する	被害が多い
3	増加傾向にある	時々被害情報がある
2	少数個体が生息する	まれに被害情報がある
1	生息状況はほとんどない	被害情報はない

表5 九重町内の地域別アライグマ生息状況評価

地域	生息レベル	アライグマの生息状況
東飯田地区	2	少数個体が生息する
野上地区	1	生息状況はほとんどない
飯田地区	1	生息状況はほとんどない
南山田地区	1	生息状況はほとんどない

6. 防除の目標

(1) 全体目標

特定外来生物被害防止基本方針には「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、九重町においても生態系及び農作物への被害防止のため、長期的には地域からの完全排除が目標となります。

(2) 地域目標

各地域の生息レベルに応じた短期的な防除目標を表6に基づき表7のとおり設定します。

防除の実施によって、生息レベルが下がった場合には、目標を再設定し、最終的には地域からの排除を目指します。

表6 防除目標の基準

生息レベル	生息状況／被害状況	防除目標
0	近隣での生息情報も無く、又は被害の情報も無い	地域への侵入監視
1	近隣での生息情報はあるが、生息情報はほとんど無い又は被害の情報は無い	地域への侵入予防
2	少数個体生息する、又は、希に被害の情報がある	個体数増加防止
3	増加傾向にある、又は、時々被害の情報がある	個体数の減少、被害の低減
4	多く生息する、又は、被害が多い	個体数の減少、被害の低減

表7 各地域の防除目標

地域	生息レベル	防除目標	防除内容				
			広域的な捕獲	局所的な捕獲	必要に応じた捕獲	侵入予防	侵入監視
東飯田地区	2	個体数増加防止	—	—	○	○	○
野上地区	1	地域への侵入防止	—	—	—	○	○
飯田地区	1	地域への侵入防止	—	—	—	○	○
南山田地区	1	地域への侵入防止	—	—	—	○	○

7. 防除の実施

(1) 関係法令等への対応

アライグマの捕獲には、「鳥獣保護管理法」に基づく「有害鳥獣捕獲許可」もしくは、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要です。ただし、鳥獣保護管理法に基づき捕獲する場合で捕獲個体の処分するための一時的なものでない運搬や保管が生じるときには外来生物法に抵触するため、外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受けて運搬や移動、保管を実施します。

また、タヌキ、アナグマなどの在来生物の錯誤捕獲の場合、原則として速やかに放獣しますが、別途「有害鳥獣捕獲許可」を受けている場合は当該許可の内容に基づいて適切に取り扱うこととします。

その他、関係する法令について遵守します。

(2) 防除の進め方

防除にあたって、町は実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施します。具体的には、アライグマの普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理など

を行い、全体的な実施計画の進行管理を行います。

8. 防除の方法

(1) 調査

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めます。また、得られた情報は、防除手法の検討や普及啓発などに活用します。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公表することで、地域住民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行います。

(2) 捕獲の実施

ア 使用する罠及び設置場所

捕獲の方法は原則として「箱わな」を用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行い、銃器による防除は行わないものとする。

なお設置する箱わなには、外来生物法に基づく防除を実施している旨、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載した標識の装着等を行います。

イ 捕獲従事者（防除従事者）

捕獲に従事する者は、鳥獣保護法に基づくわな免許を有する者及び適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者（前述及び後述の講習会を受講した者）とします。なお、捕獲従事者は本人の希望により、その都度、上記資格を審査し、条件を満たす者であれば捕獲従事者として台帳にて管理し、更新に際しても上記資格を審査します。

また、捕獲従事者が捕獲を実施する際には、必要に応じ事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯することとします。

ウ 捕獲の際の留意事項

- ①在来動物の捕獲や錯誤捕獲による捕獲動物への苦痛を避けるため、わなは1日1回以上巡視する。
- ②他の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮する。
- ③アライグマは夜間に捕獲されることが多いため、昼間はネコ等を侵入させないように箱わなの入口を閉じておくことが望ましい。箱わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引して被害を生じさせることのないよう、適切に用いる。なお、錯誤捕獲が確認された場合は速やかに放獣する。
- ④捕獲を実施する際には、事故防止のため必要に応じ事前に関係地域住民への周知を図る。
- ⑤捕獲個体を運搬または一時保管する場合は、動物へ過度なストレスがかからぬよう配慮し、箱わなを針金で補強するなどして逸出防止に努める。
- ⑥鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟または狩猟期間の延長と

誤認されることのないよう適切に実施する。

- ⑦鳥獣保護管理法第12条第1項または第2項で禁止または制限された捕獲は行わない。
- ⑧鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わない。
- ⑨鳥獣保護管理法第35条第1項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わない。
- ⑩鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わない。
- ⑪防除の実施に当たっては、その他関係法令を遵守する。

(3) 捕獲後の取り扱い

ア 捕獲個体の取扱い

捕獲個体は、できるだけ苦痛を与えないよう、炭酸ガスを用いるなどの殺処分を行います。殺処分の実施場所は、捕獲現場で実施します。捕獲従事者（防除従事者）による個人的な持ち帰りは行いません。また、捕獲従事者（防除従事者）の感染症予防や他の動物への感染防止の観点から、出血を伴う方法等は採らないこととします。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲場所、日時とともに記録します。

殺処分した個体を現地に放棄等行うことは、感染症等の他の動物への悪影響を及ぼすことから、一般廃棄物として適切に処理します。

イ 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者、または同法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者に譲り渡すことができることとします。

(4) 感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があり、その取り扱いには十分注意します。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を素手で触れることのないよう留意します。また、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用します。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で充分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行います。

なお、作業中の飲食は、厳に慎みます。

(5) 被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施します。農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととします。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図ります。

(6) 継続的モニタリング

生息状況(捕獲・被害等)について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行います。モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施します。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行います。

特に生息数の多い高密度地域においては、一定期間を定めて防除を集中的に行い捕獲圧を高め、実施前後の状況のモニタリングを行います。密度低下が見られた場合には、捕獲圧を緩めながらも、継続的に防除活動を行い、地域からの根絶を目指します。

9. 合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民や土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めます。特に、防除を行う地域の土地所有者や施設管理者等に対しては必要に応じて防除実施内容を説明し、可能な限り理解を得るものとします。

10. 普及啓発

アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて記載したパンフレットなどを用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行います。

また、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を開催します。なお、この講習会を受講した者のうち、希望者については、捕獲従事者として防除活動に参加することとします。

様式 1 : 捕獲従事者台帳

登録番号	従事者氏名	従事者住所	講習会による登録			狩猟免許及び狩猟者登録			備考
			番号	登録日	開催地	番号	交付年月日	交付機関名	
2022-001	(ふりがな)○○ ○○ ○○ ○○	九重町○○		○年○月○日		○-第○号	○年○月○日	大分県	
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								

様式 2 : 捕獲従事者証(例)

第 2022-〇〇号

九重町アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

九重町長 日 野 康 志

印

住 所	九重町大字〇〇〇〇番地
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
目 的	アライグマの捕獲
捕獲区域	〇〇
登 録 日	〇〇年〇〇月〇〇日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- ・捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- ・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票（様式 4）に記載し、捕獲期間終了後 30 日以内に、九重町長に報告をしなければならない。

様式 3 : 箱わな標識(例)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく アライグマ・カニクイアライグマの防除	
氏 名 (実施主体)	(捕獲従事者 ほか 名)
住 所	
連 絡 先	(電話) (担当)
確認・認定	令和 年 月 日 第 号
防除の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号： 2022-〇〇〇

捕獲従事者氏名： 〇〇 〇〇

番号	所在地	地目等	箱わな番号	捕獲日	性別	体重	頭胴長	餌、頭胴長、繁殖状況等
1	九重町大字〇〇〇番地	果樹園	〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日	オス	〇〇kg	〇〇cm	ふすまを使用。未繁殖。
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

依頼事項

- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
- ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。

その他参考様式：箱わな危険表示板(例)

危険！ さわらないで！！

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、外来生物であるアライグマを捕獲中ですので、ご協力をお願いいたします。



連 絡 先

捕獲実施主体者名〇〇〇〇

住 所：九重町大字〇〇〇〇番地

電 話：〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇